

2023年5月19日

教職員各位

感染症対策会議議長
法人本部長

新型コロナウイルスに関する職場での基本的感染対策及びサービスの取扱いについて

本年5月22日以降の職場での基本的感染対策及びサービスの取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 職場での基本的感染対策について

(1) 教職員のマスク着用の取扱い

個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、飛沫が飛びやすい演習・ゼミ・グループワーク、教育ボランティア等の重症化リスクの高い方が参加する授業を行う際は、マスクの着用を推奨します。

また、実習施設から学内で着用を求められる場合については、原則マスクを着用して下さい。

(2) その他の基本的感染対策

手洗い等の手指衛生や換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として有効のため、引き続き取り組んで下さい。

2. 新型コロナウイルスに感染し発症した場合等の対応について

①教職員が感染し、発症した場合は、その旨保健室に報告してください。なお、発症日を0日目(※)として5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間を経過するまでの間は、出勤を控えて下さい。(学生の出席停止と同様の取扱い)

②発症日を0日目(※)として10日間が経過するまでは、外出をする際にはマスクを着用し、高齢者等ハイリスク者との接触は控えていただくようお願いします。

③教職員の家族や同居人が感染し、発症した場合は、その旨保健室に報告してください。なお、発症日を0日目(※)として、5日間体調に注意するとともに、7日目までは発症する可能性があることから、マスクを着用し、高齢者等ハイリスク者との接触は控えていただくようお願いします。

(※) 発症していないが、無症状で感染が判明した場合についても、検体採取日を0日目として、上記①～③と同様の対応とする。

【参考】無症状で感染が判明する場合の例

新型コロナウイルス感染症を発症した職場の同僚とマスクをせずに長時間会話をしており、自身に感染していないか不安があったことから、

症状はないが、自主的に抗原検査を実施し、陽性と分かった。

○参考

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

3. サービスの取扱いについて

(1) 教職員本人が感染した場合

教職員本人が新型コロナウイルスに感染した場合は、上記「2. ①」のとおり出勤を控えるよう要請していることから、当面の間「職務専念義務の免除」の取扱いを継続します。

(申請方法)

出勤システム→出勤簿の申請→新規作成→「その他」をプルダウン選択→「その他」の右欄で「職務免除」をプルダウン選択→新規作成

- ①「事由」の欄に「新型コロナウイルス感染のため」と入力して下さい。
- ②「備考」の欄に具体的な状況、症状を入力して下さい。
- ③承認ルートは下記のとおりです。
 - ・教員（看護系）：分野長→学部長
 - ・教員（看護系以外）：領域長→学部長
 - ・事務局職員：係長→所属長

(2) 教職員の同居者が感染した場合等

教職員の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合や、ワクチン接種に要する時間及びワクチン接種に伴う副反応が生じた場合、これまでは「職務専念義務の免除」としてきましたが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更されたことから、今後は年次有給休暇等で対応することとします。

【担当】 経営管理課 藤川、内野、村上